



# 月刊税理士事務所チャンネル CHANNEL

2022  
3  
No.487

シリーズ企画

## インボイス制度導入に向けたチェックポイント……………2

事務所訪問

小山敏税理士事務所……………6

業界ウォッチャーのトレンド情報NOW……………9

近畿会企画

和歌山県に民間初のロケット発射場

「スペースポート紀伊」が誕生……………10

エヌエヌ生命からのご案内……………13

ミロク会計人会からのお知らせ

&MJSからのお知らせ……………14

ミロクシステムQ&A

『所得税確定申告書』……………15

会計人のリレーエッセイ

近畿ミロク会計人会 吳 幸哲……………19

しよしゃざんえんぎょうじ  
今月の表紙:書寫山圓教寺  
場所:兵庫県姫路市

日本の未来—  
企業を支える

 ミロク会計人会

<https://www.mirokukai.ne.jp/>

# インボイス制度導入に向けた チェックポイント

2023年10月1日より、インボイス制度が導入されます。この制度の下でインボイスを発行することができるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者に限られ、この登録を受けるためには、事前に税務署長への申請が必要です。

制度がスタートする2023年10月1日の時点で登録を受けるためには、原則として、同年3月31日までに申請を行わなければなりません。そこで本特集では、改めてインボイス制度の概要をお伝えするとともに、適格請求書発行事業者の申請手続きや制度導入後の消費税額の計算に与える影響など、事業者が事前に理解しておくべきこと、対応・準備すべきことを解説します。

**1. インボイス制度の概要**

インボイス制度とは、「仕入税額控除の適用を受けるための請求書等の保存のルール」です。正式名称は「適格請求書等保存方式」といいます。

現行制度では、一般課税において仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の事項が記載された帳簿と区分記載請求書の保存が要件とされています。これが、インボイス制度導入後は、現行の区分記載請求書に代えて、適格請求書（以下「インボイス」）または適格簡易請求書（以下「簡易インボイス」）



石井 幸子 氏

石井幸子税理士事務所 所長

石井幸子税理士事務所所長。MJS税経システム研究所客員研究員。主な著書に『消費税率引上げ・軽減税率・インボイス（業種別）対応ハンドブック』（日本法令、共著）、『欠損金の繰越し・繰戻し（法人税の最新実務Q&Aシリーズ）』（中央経済社・共著）他多数。

これらを併せて「インボイス等」の保存が要件とされます。

インボイス制度の導入に向けて押さえておきたいポイントは、次の3つです。

**ポイント①**

インボイス等は、適格請求書発行事業者しか発行することができない

**ポイント②**

区分記載請求書とインボイス等とは、記載事項が一部異なる

**ポイント③**

インボイス制度導入後は納付税額の計算方式（割戻し計算・積上げ計算）の選択に制限が課される

これらのポイントについて、請求書が発行する側（売手側）と請求書を受領する側（買手側）では、それぞれ図1の検討や準備が必要になります。

**2. 適格請求書発行事業者の登録**

適格請求書発行事業者の登録は任意です。従って、登録を希望する事業者は、「適格請求書発行事業者の登録申請書（以下「申請書」）」を提出することでの意思表示が必要になります。

ここで注意しなければならないのが、適格請求書発行事業者の登録を受けることができるのは、課税事業者に

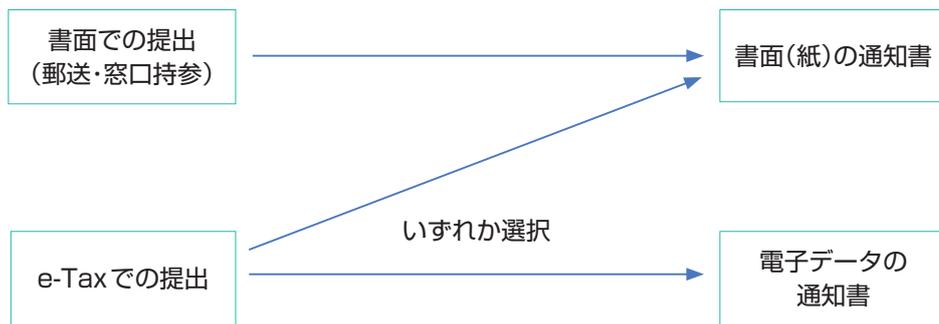
図1 売手側、買手側で検討、準備が必要なポイント

- 適格請求書発行事業者の登録をするか否かの検討（登録を受けることによる自社への影響、登録を受けないことによる取引先への影響などを検討）
- 記載要件を満たすインボイス等を発行するための準備



- 取引先が適格請求書発行事業者の登録を受けているかどうかの確認（登録を受けていない場合の納付税額への影響を試算）
- 受領した請求書の確認方法の検討
- 納付税額の計算方法の検討

図2 適格請求書発行事業者の登録申請と通知書受け取りの方法



限られるという点です。免税事業者が登録を希望する場合には、課税事業者となった上で登録しなければなりません。このため、登録にあたっては、課税事業者を選択することによる納付税額の発生などの影響や、課税事業者となる時期も検討をしなければなりません。

図3 登録日が2023年11月1日の場合



また、登録後は基準期間における課税売上高が1000万円以下となっても、適格請求書発行事業者の登録をやめない限り、免税事業者になることができない点にも注意が必要です。申請書の提出方法は、書面での提出(郵送・窓口持参)とe-Taxでの提出の2通りがあります。書面を郵送

図4 適格請求書発行事業者公表サイトで公表される事項(国内事業者の場合)

| 法定の公表事項   | 本人の申出に基づいて公表できる事項   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●適格請求書発行事業者の氏名又は名称</li> <li>●本店又は主たる事務所の所在地(個人事業者・人格のない社団等を除く)</li> <li>●登録番号</li> <li>●登録年月日</li> <li>●登録取消年月日</li> <li>●登録失効年月日</li> </ul> | <p>&lt;個人事業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●住民票に併記されている外国人の通称</li> <li>●住民票に併記されている旧氏(旧姓)</li> <li>●主たる屋号、主たる事務所の所在地等</li> </ul> <p>&lt;人格のない社団等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本店又は主たる事務所の所在地</li> </ul> |

で提出する場合には、所轄税務署ではなく、管轄地域のインボイス登録センターに送付します。申請書を提出すると、適格請求書発行事業者登録簿に法定事項が登録(登録)され、登録を受けた事業者に対して、登録番号などが記載された登録通知書が交付されます。ただし、消費税

法違反で罰金以上の刑に処せられたなどの登録拒否要件に該当する場合には、登録できないことがあります。申請書をe-Taxで提出する場合には、この登録通知書を書面(紙)で受け取るか、電子データで受け取るかを選択することができます(図2)。書面を紛失する心配がある場合には、電子データでの受け取りがオススメです。2023年10月1日の制度スタートの初日時点で登録を受けるためには、原則として、同年3月31日までに申請書を提出しなければなりません。登録日が10月1日後となった場合には、制度スタート初日から登録日の前日までの間に行われた取引は、原則として、仕入税額控除の適用が受けられません。申請が遅れることのないように注意しましょう(図3)。

登録を受けた事業者は、国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト(以下「公表サイト」)で、図4に掲げる事項が公表されます。

なお、図4の右の事項について公表を希望する場合には、必要事項を記載した「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書(以下「申出書」)を提出します。この申出書は、申請書と同時に提出することも可能です。

例えば、飲食店を営む個人事業者が飲食店の屋号でインボイス等を発行するようなケースでは、この申出書を提出して飲食店の屋号や所在地を公表することで、インボイス等を受領した事業者が「公表サイト」で登録の有無や登録日などの情報を確認しやすくなるという利点があります。

登録を受けた適格請求書発行者は、自動販売機や公共交通機関等のインボイス等を交付することが困難な取引を除いて、他の事業者（課税事業者に限る）から求められた場合には、一定の事項が記載されたインボイス等を交付する義務が課されます。これは、軽減税率の対象となる取引がない場合でも同様です。

### 3. インボイス等の記載事項

インボイス等の様式は、法令などで定められていません。従って、請求書、納品書、領収書、レシート（以下「請求書等」）の書類の名称を問いません。また、手書きのものであっても、図5または図6の事項が記載されていれば、インボイス等に該当します。

下線部分は現行の区分記載請求書からの追加項目を示しています。

適格請求書発行者の行う事業が、小売業、飲食店業、写真業、旅行業、

タクシー業、駐車場業（例…時間貸駐車場）などの不特定かつ多数と取引を行う事業である場合には、インボイスに代えて、記載事項の一部が省略された簡易インボイスを発行することができます。簡易インボイスの記載事項は図6のとおりです。

インボイスとの違いは、請求書等を受領する事業者の氏名などを省略できる点と、「適用税率」と「適用する税率ごとの消費税額」のいずれかを記載すれば要件を満たす点の2点です。

なお、複数の事業を営む事業者は、事業の種類によって発行するインボイスの種類が異なることも考えられます。インボイス発行の準備にあたって、行っている事業の内容と簡易インボイスの発行の可否も併せて検討する必要があります。

この他に、インボイス等の発行にあたって次の点に留意が必要です。

#### ① 消費税額の端数処理

インボイス等に記載する「適用税率ごとの消費税額」を計算する際の1円未満の端数処理は、一のインボイス等について、税率ごとに1回のみ認められます。個々の商品ごとに端数処理をした消費税額を合計した金額を記載することは認められません。

#### ② 電子インボイスの提供

### 図5 インボイスの記載事項

- ① 請求書発行者の氏名または名称および登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等の内容（軽減税率対象品目である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税率ごとの対価の額（税抜または税込）の合計額および適用税率
- ⑤ 適用する税率ごとの消費税額
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

### 図6 簡易インボイスの記載事項

- ① 請求書発行者の氏名または名称および登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等の内容（軽減税率対象品目である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税率ごとの対価の額（税抜または税込）の合計額
- ⑤ 適用する税率ごとの消費税額または適用税率

インボイス等は書面（紙）に代えて、電磁的記録（いわゆる電子インボイス）により提供することも可能です。ただし、電磁的記録により提供する場合には、電子帳簿保存法の要件にも配慮が必要で

#### ③ 返品等や記載誤りがあった場合

売上に係る対価の返還等（返品、値引き、割戻し）を行う場合には、適格返還請求書（いわゆる返還インボイス）を、インボイス等の記載事項に誤りが

あった場合には、修正したインボイス等を発行しなければなりません。

#### 4. インボイス制度導入後の税額計算

インボイス制度の導入後、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、適格請求書発行者から交付を受けたインボイス等の保存が要件とされます。従って、受領した請求書等の記載事項に不備がないかを確認しなければなりません。

図7 免税事業者からの仕入に係る経過措置

| 適用期間                      | 控除できる割合 |
|---------------------------|---------|
| 2023年10月1日<br>～2026年9月30日 | 80%     |
| 2026年10月1日<br>～2029年9月30日 | 50%     |

なお、簡易課税制度を選択している場合には、実際の課税仕入れに係る消費税額は納付税額の計算の基礎としていないため、インボイス等の保存は仕入税額控除の要件とされません。受領した請求書等について確認するポイントは次の2点です

① 請求書等の発行者が適格請求書発行者であるか

② インボイス等としての必要事項が全て記載されているか

①は、国税庁の公表サイトで、請求書等に記載されている登録番号を入力

図8 インボイス制度導入後の税額計算

|         |               | 売上税額の計算       |               |
|---------|---------------|---------------|---------------|
|         |               | 原則<br>(割戻し計算) | 特例<br>(積上げ計算) |
| 仕入税額の計算 | 原則<br>(積上げ計算) | ○:選択可         | ○:選択可(※)      |
|         | 特例<br>(割戻し計算) | ○:選択可         | ×:選択不可        |

(※)適格請求書発行事業者のみ

することにより登録の有無や登録日などの公表事項を確認することができません。公表サイトで登録の確認が取れない場合や、請求書等に登録番号が記載されていない場合には、請求書等の発行者に確認を取らなければなりません。これらの確認を「誰が」「どのように」「どの程度」行うのか、事前に検討をする必要があります。

②は、右ページの図5・6の事項が記載されているかどうかを確認します。記載誤りや記載漏れなど、記載事項に不備がある場合には、適格請求書発行

事業者に対して、修正や再発行をお願いすることになります。インボイス等を受領した側で、自ら追記や修正を行うことはできません。

インボイス制度導入後は、免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れ等の税額は、仕入税額控除の適用が受けられなくなり、免税事業者等からの課税仕入れ等の税額のうちそれぞれに掲げる割合の仕入税額控除を認める経過措置が設けられています。

この経過措置の適用を受ける場合には、帳簿に「経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨(例:80%控除対象)」を追加で記載しなければなりません。

インボイス制度の導入後も、従来通り「割戻し計算」および「積上げ計算」により売上税額および仕入税額を計算することが可能ですが、次の点に留意する必要があります。

- ・売上税額は「割戻し計算」、仕入税額は「積上げ計算」を原則的な方法とする
- ・売上税額の計算において「積上げ計算」を選択する場合には、仕入税額の計算においても「積上げ計算」を適用しなければならない

本誌アンケートに答えた方に毎月抽選で

**2,000円分をプレゼント!**

QUOカード



QRコードからアクセスし、ぜひお答えください!

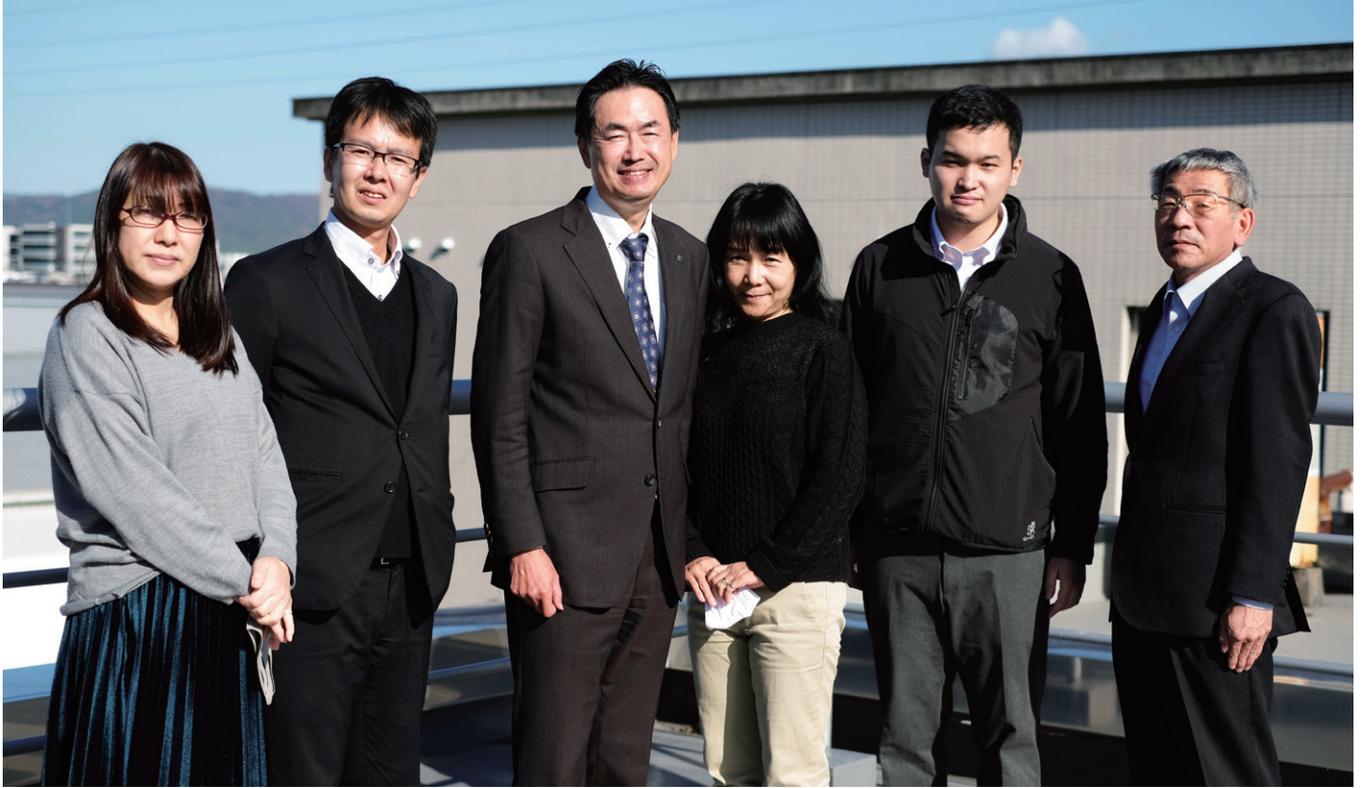
・売上税額の計算で「積上げ計算」を選択できるのは適格請求書発行事業者のみ

これらをまとめると図8のようになります。

現在、売上税額または仕入税額の計算において「積上げ計算」を選択している事業者は、インボイス導入後は計算方式が変更になる可能性があります。これによる納付税額への影響も検討しておきましょう。

●

いよいよインボイス制度スタートの時期が迫ってきました。顧問先ごとに適格請求書発行事業者の登録をするか、要件を満たすインボイス等を発行するためにどのような準備が必要か、制度導入に伴い納付税額にどの程度の影響があるのか、等を丁寧に検討していきましょう。



## モノづくりとITの知見を活用し 顧問先と新たなビジネスモデルをつくる

京都市伏見区で顧問先支援を展開している小山敏税理士事務所。精密機器メーカーで20年間キャリアを積んできた所長の小山 敏先生は、その経験を活かして、顧問先目線に立ったアドバイスに力を入れています。早速、小山先生のこれまでの歩みや顧問先支援の内容について伺いました。

### 事務所 訪問

#### 小山敏税理士事務所

所在地 京都市伏見区下鳥羽六反長町115番地  
TEL 075-611-0165  
設立 2011年  
職員数 6名  
<https://koyama-cpta.tcnf.com/>



#### 大手精密機器メーカーを経て 税理士の道を進むことに

—— 小山先生は税理士になる前、長年にわたって精密機器メーカーに勤められていたそうですね。

小山 敏所長（以下、敬称略） 大手精密機器メーカーの大日本スクリーン製造（株）（現・（株）SCREENホールディングス）で20年間、ソフトウェア設計などに従事していました。—— その後、どのような経緯で税理士資格を取得するに至ったのですか。

小山 私父は税理士で、子どもの頃からその背中を見て育っていたので、高校生くらいまでは「いつかは自分も税理士になるかもしれない」という思いを抱いていました。しかし、大学・

大学院時代、さらには会社員時代とITにドップリと浸かるにつれて、次第にその考えは薄れていったように思います。しかし、それでも将来のために税理士資格は取得しておこうと思い、在職中に試験勉強に励んで2004年に何とか試験に合格することができました。

—— そのタイミングで父上の事務所で働こうとは思わなかったのですか。

小山 実は税理士試験に合格する前の2001年に父が亡くなっており、事務所は父と親交のあった田島博昭先生に引き継いでもらっていたのです。それに当時は仕事も充実していたので、あえて税理士になろうとは思いませんでした。

—— では、何がきっかけで税理士にな

ったのでしょうか。

小山 青年税理士連盟が主催する税理士試験の合格祝賀会に参加し、小学校時代の友人と再会したのが大きなきっかけになりました。それからは時折、税理士の集まりに参加するようになったのですが、その都度、その友人が熱心に税理士業務のやりがいやおもしろさを伝えてくれたのです。そうこうしているうちに、少しずつ税理士という仕事にチャレンジしてみたいと思うようになり、2007年に先述した田島先生のもとで働かせてもらうことになりました。

### 先代の急逝を乗り越え 事務所を承継

——それからしばらく実務経験を積んだわけですね。

小山 そうです。しかし、ようやく見よう見まねで税務会計業務に慣れてきた2011年に、田島先生が急逝してしまつたのです。本当にショックでしたし、税理士としての経験も浅かつたので、ほとほと困り果ててしまいました。しかし、顧問先を不安にさせてはいけないので、急いで小山敏税理士事務所を立ち上げ、田島先生の後を継ぐことにしたのです。

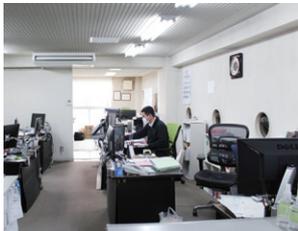
——急遽、事務所を承継することにな

ったのですね。何かとご苦労が多かつたかと思えます。

小山 とにかく顧問先に安心いただけよう、すぐに全ての顧問先のもとにご挨拶に伺いました。働き始めて4年が経っていましたが、まだお会いしたことがない経営者もいらつしやつたので、まずは私のことを知っていただき、今後のことを話し合いたいと思つたのです。

——事務所を承継されてからどのようなことに力を入れましたか。

小山 ITに関する設備投資を進めました。例えば、当事務所ではもともとノートパソコンを使用していたのですが、それでは画面が小さくて作業効率があまり良くありません。そこで、全てのパソコンをデスクトップタイプに変えるとともに、デュアルモニターを採用しました。もちろん、ハードだけでなく、ソフト面の強化も必要なので、あらためてMJSのシステムを研究し、



歴史ある地、伏見桃山にオフィス  
を構えています

積極的に取り入れていきました。もつとも、レシート取込機能などまだまだ使いこなせていない機能も多いので、順次、当事務所の業務に取り入れやすい方法を模索し、職員に共有していきたいと考えています。

### 伏見桃山の顧問先と共に 固定観念を覆したい

——小山先生は生まれも育ちも事務所がある伏見桃山だそうですね。

小山 伏見桃山は豊臣秀吉が晩年に伏見城を築城した城下町であり、日本最大酒処としても知られています（その他の酒処は兵庫県の灘と広島県の西条）。そのため、現在も城下町の風情が残っていますし、月桂冠（株）や黄桜（株）をはじめとした蔵元が軒を連ねており、昔ながらの酒蔵も至るところにあります。また、幕末の動乱の舞台になった地でもあり、坂本龍馬が伏見奉行所の役人に襲撃された旅館「寺田屋」などもあります。

——京都市内に勝るとも劣らないほどの歴史と地域資源を有しているのですね。そういった地域でどのような顧問先を抱えているのですか。

小山 顧問先の所在は京都府全域に及ぶのですが、業種の傾向でいうと建設業や製造業の比率が高いように思いま

す。

——もともと小山先生ご自身が製造業で勤められていたことが大きなアドバンテージになりそうですね。

小山 製造業が陥りがちな問題を、実感を持って理解できるのが大きな強みになっていきます。おかげで、比較的にムーズに顧問先の皆さんから信頼を得ることができたように思います。

——顧問先からは最近、どのような相談が寄せられていますか。

小山 やはり事業承継に関する相談が増加傾向にあります。経営者の年齢を考慮すると、これから10年くらいは増え続けていくと思われま

——建設業、製造業ともに新規創業が減少傾向にある業界かと思いますが、そのあたりはいかがでしょう。

小山 確かにそうですが、今も創業からわずかな間に黒字化を果たしている企業は存在します。お菓子やシャンプーの袋の製造を手掛けている顧問先もその一つです。同社は創業当初は賃貸の工場でモノづくりをしていたのですが、10年もたたないうちに自社工場を設立するに至りました。SDGsが叫ばれる中、シャンプーやハンドソープなどの詰め替えパックのシェアを着実に取ることに成功しているのです。これからも成長を遂げていくと思



発想の転換や事業モデルの再構築など顧問先のイノベーションを支援する  
小山 敏先生

—— 時流にうまく乗ることができれば、中小製造業にもまだまだビジネスチャンスはあるわけですね。

小山 そう思います。ただ、それには固定観念を覆すような柔軟性のある発想が重要になります。先述した袋のお客様についてもSDGsや詰め替え用パックという点に着目したからこそ新たな販路が切り拓けたのであって、そういった発想の転換がなければ、売上を伸ばすことはできなかったはずですが、だからこそ、私も税理士として顧問先に寄り添い、一緒に今の時代にマッチした事業計画を練り上げていきたいと考えています。

—— これまでにそういったアドバイスが奏功したケースはありますか。

小山 例えば、ある製造業ではエンジンニアが自ら営業を行うことを会社の強みとしていたのですが、これに疑問を呈したことがあります。エンジンニアが営業を兼務することで、スピードに顧客のニーズを把握したり、決裁を取ったりすることができるとは間違いなのですが、その反面、エンジンニアが忙しいときに営業活動ができないため、仕事の繁閑の波が大きくなっていました。また、見積もり金額に直接費は反映されているものの、間接費や利益が反映されていないケースが散見さ

### History & Story

## 税理士までの歩み

父上が税理士だったこともあり、子どもの頃は税理士になることも想定していたという小山先生。ですが、次第にITの勉強に没頭し、情報工学の修士課程を修了するまでに。その後は大手精密機器メーカーで20年間、ソフトウェア設計などを担当しましたが、驚くことにその間に税理士試験の勉強にも励み、在職中の41歳の時に試験を突破したそうです。

それからしばらく会社勤めを続けた小山先生ですが、2007年から父上と親交があり、父上の事務所を引き継いでいた田島先生のもとで勤務を開始。その後、2010年に税理士登録を果たし、田島先生が急逝した2011年に事務所を引き継ぐ形で小山敏税理士事務所を開業しました。

れました。そこで、製販分離と原価計算の徹底を経営者に進言し、思い切つてカジを切っていたところ、利益率が上昇し、業績のV字回復に大いに貢献することができました。

—— コロナ禍にあつて、顧問先の動向に変化はありましたか。

小山 政府系の融資や給付金のおかげで、ほとんどの顧問先が何とか事業を存続させることができています。ただ、観光に関連する業種は軒並み窮地に陥っています。例えば、京都のタクシー会社は国内外の観光客が減少したため、売上が激減してしまっています。観光客が戻らない限り、状況が好転する見

込みがないので、今はひたすら耐え忍ぶしかない状況です。

—— 今後の展望についてお聞かせください。

小山 今後はICT(情報通信技術)をさらに活用し、事務所と顧問先DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進していきたいと思っています。そうすることで、税務会計業務の効率化を図るとともに、試算表のスピーディーな提供や管理会計の実践に努め、顧問先の未来にさらに貢献していきたいと考えています。

—— 本日はありがとうございました。ますますのご発展をお祈りいたします。

# 業界ウォッチャーの トレンド情報 NOW

元税金専門紙・税理士業界紙の編集長である業界ウォッチャーが伝える、会計事務所業界関連の最新情報！旬な話題を読み、事務所経営や顧問先へのアドバイスにご活用ください。

## 本

誌2021年2月号に「アフタ

というコラムを執筆させていただきましたが、国税庁は、さらなる消費税調査の体制強化に動き始めています。

昨年12月24日、国税庁から「令和4年度の機構改革」が公表され、消費税法門に消費税不正還付対応として、次の定員が配置されることが決まりました。

【国税局】 統括国税実査官（福岡1）

【国税局】 消費税専門官（仮称）（関東信越1、東京1、名古屋1、大阪1、福岡1）

【税務署】 消費税専門官（13）

福岡国税局に配置される消費税担当の統括国税実査官は、消費税の不正還

File 16

## 国税当局 消費税還付申告に 調査の精鋭部隊



宮口 貴志 氏

税金・会計ニュースを他では読めない切り口で伝えるメディア「KaikeiZine」の論説委員兼編集委員。税金の専門紙「納税通信」、税理士業界紙「税理士新聞」の元編集長で、現在は租税調査研究会の事務局長の傍ら、会計事務所ウォッチャーとしても活動。  
「KaikeiZine」ホームページ ● <https://kaikeizine.jp/>

ますが、おそらく今後は他の国税局にも波及していくものと思われれます。  
**高額な還付申告には厳しいチェック**

消費税の還付申告に関しては、還付金額にもよりますが、一般的には署の還付処理担当者から納税者に対して文書照会などが行われます。初回の還付申告や高額還付申告に対しては、ほぼすべての納税者へ文書照会が行われ、必要に応じて消費税の還付額に対する調査に移行されます。輸出取引が多い場合は、照会文書の回答で特に問題がなければ還付処理が行われますが、臨場しなければ解明できないような場合には実地調査が行われます。

国税OB税理士によれば、「こうしたケースでは消費税の還付金が、調査終了時点まで還付されないことが多い」と言います。そのため、高額な還付申告をしている場合は、還付金の処理日によっては納税者の事業資金がショートしてしまう可能性もあるため、還付金の還付処理はどうかを調査官に確認することが重要となります。

いずれにしても、還付申告に関しては今後、益々調査が厳しくなるため、会計事務所としては顧問先への指導・サポートに十分に注意していく必要があります。

付などの情報収集や調査に係る審理・

選定などを手掛ける、いわば国税局の消費税不正還付調査の司令塔的な役割を担います。課税部に配置されるものと推察されますが、消費税の資料調査課、いわゆる「料調」的な動きをすると言えば、会計事務所の方々にも分かりやすいかもしれません。

既に、関東信越（関信）、東京、名古屋、大阪の各国税局に配置されていますが、消費税不正還付の摘発で大きな実績を上げています。

この消費税担当の統括国税実査官（統括実査官）をサポートする役割を担っているのが、今回新設される国税局の「消費税専門官（仮称）」です。業務内容は統括実査官とほぼ同じ。直接実地調査などは行いません。直接の調

査は、税務署の消費税担当が受け持ち、

統括実査官と「消費税専門官（仮称）」が二人三脚となって現場調査をサポートしていきます。税務署に増員が決まった「消費税専門官」は、消費税調査の専門部隊メンバーです。特徴は税務署の管轄を超えて広域調査を実施すること。例えば、東京局管内であれば現在、東京上野、渋谷、新宿の各署に配置され、横断的に消費税の不正還付申告を柱に調査を実施しています。関信局では、浦和署に配置されています。

つまり、消費税の不正還付申告の調査体制は、「統括実査官——局・消費税専門官（仮称）——署・消費税専門官」というラインになってくるのです。

今のところ、関信、東京、名古屋、大阪、福岡の各国税局で進められてい

# 和歌山県に民間初のロケット発射場 「スペースポート紀伊」が誕生

「人類に残された最後のフロンティア」といわれる宇宙ビジネス。中でも小型人工衛星の打ち上げ＝小型ロケットの需要が急増しています。そして、この急成長産業のインフラとなるのが「スペースポート（宇宙港）」です。そこで、和歌山県串本町で建設が進む民間初のロケット発射場「スペースポート紀伊」について、事業者はもちろん、和歌山県、串本町、那智勝浦町をはじめとする自治体・関係機関にその現状と展望、そして期待感を伺いました。

今年の初打ち上げを目指す  
民間初のロケット発射場

本州最南端に位置し、約1万5000人の人口を擁する和歌山県串本町。風光明媚かつダイナミックな自然、歴史・文化に満ちたこの地に、新たな魅力が加わろうとしています。それが2019年4月から串本町田原地区周辺で建設が始まった日本初の民間ロケット発射場「スペースポート紀伊」です。

事業を担うスペースワン（株）は「射場の整備は着々と進んでおり、『カイロス』と命名した自社開発の小型ロケットの年内初打ち上げを目指すとともに、将来的には年間20機のロケットを打ち上げられるようにしたいと思っている」とのこと。既にスペースポート紀伊はほぼ完成状態にあるそうですが、同社では「カイロスの初打ち上げの成功をもって、初めてスペースポート紀伊の完成と考えている」そうです。しかし、その工事は困難の連続でした。「日本における人工衛星打ち上げ用の射場の新規建設は数十年ぶりだったし、そもそも民間企業による射場建設は前例がなく、非常に苦労した。その他、コロナ禍による影響も大きいので、引き続き細心の注意を払いながら、今

年のカイロス初打ち上げに向けて準備を進めていきたい」と話します。

それにしても、なぜ串本町がロケット発射場に選定されたのでしょうか。その理由について、スペースワン（株）は4つの理由をあげています。曰く「①射点の周囲に人家や建物がない②射点の南や東が大きく開けており、陸地や島がない③本州の工場から陸路でのアクセスが良い④関係者の宿泊施設が充実している、といった条件をすべてクリアしたのが本州最南端にある串本町だった。また、何より地域住民、そして県や串本町、那智勝浦町をはじめとする自治体、関係団体の皆様に歓迎・応援されていることが大きかった」そうです。

スペースポートを中核とした  
まちづくりへの取り組み

一方、受け入れ側の和歌山県をはじめ



スペースポート紀伊の周辺拡大図(写真提供:和歌山県広報室)



那智勝浦町の旧浦神小学校校舎3階の屋上部分に整備されたロケット打ち上げ公式プレミアム見学場(写真提供:那智勝浦町)



ロケット打ち上げイメージ図。串本町から那智勝浦町にかけての山林、田原地区で建設が進む「スペースポート紀伊」にはロケット打ち上げの「射点」の他、人工衛星の整備・点検、ロケットの発射管制を行う「総合指令棟」やロケットの組み立てや点検を行う「ロケット組立棟」などが設けられる(写真提供:スペースワン(株))



「カイロス(KAIROS)」と名付けられた小型ロケットのサイズは約18m、約23t。契約から打ち上げまでの時間を世界最短とし、かつ世界最高の打ち上げ頻度の宇宙輸送サービスを目指すとして、ギリシア神話に登場する時間の神「カイロス」にちなんで命名された(写真提供:スペースワン(株))

## INFORMATION

### ●人工衛星

惑星の引力に引かれて、惑星の周りを回り続けている天体を衛星と呼びます。それに対して、人工衛星は地上から数百～数十万km離れたところを回り、カメラや機械でさまざまなデータを地上に送信するなどの役割を果たす人工天体で、広い範囲を長期間、繰り返し観察することを得意としています。

### ●人工衛星の活用例

映像や音声などの大容量データを超高速で送る通信衛星の他に、肥料や収穫の時期、漁場を予想する「農林水産用」、天気予報や震災や洪水などの様子を知らせる「防災・災害監視用(気象衛星)」、堤防や洪水などの様子を知らせる「社会インフラ用」、車、船、飛行機が全地球上で今どの位置にいるかを知らせてくれる「航行・測位衛星」などさまざまな役割の人工衛星が存在します。

### ●小型人工衛星

多くの機械を積み込むため、2000年頃には日本では3～4t程度の人工衛星が打ち上げられていましたが、現在では部品の小型化・高性能化により500kg以下の小型衛星が増加しています。人工衛星の大きさによる分類は小型衛星が100～1000kg、超小型衛星が100kg以下とされており、今後は衛星小型化に伴い、小型ロケットの需要が急増するとみられています。

### ●宇宙兄弟

2007年から漫画雑誌「モーニング」(講談社)で連載が始まった小山 宙哉氏の作品。宇宙を目指す兄弟やその仲間たちが織りなす人間ドラマが描かれており、すでに累計2500万部を超える大ヒット作に。実写やテレビアニメもつくられています。

### ●スペースワン(株)

キャノン電子(株)、清水建設(株)、(株)日本政策投資銀行、(株)IHエアロスペースを株主として2018年7月設立(2021年2月、(株)紀陽銀行が参画)。専用の射場から、専用の小型ロケットを使って小型人工衛星を宇宙(軌道)まで運ぶ「商業宇宙輸送サービス」の提供を主な事業内容としています。契約から打ち上げまでの期間「世界最短」を目指しています。

住所:東京都港区芝公園3-5-10

### ●和歌山県庁産業技術政策課

住所:和歌山県和歌山市小松原通1-1  
Tel.073-441-2355

### ●一般社団法人南紀串本観光協会

住所:和歌山県東牟婁郡串本町串本33(JR串本駅構内)  
Tel.0735-62-3171

串本から大島に向かい、海中に約850mにわたって大小40余りの岩柱が列をなしてそそり立つ国の名勝天然記念物指定の「橋杭岩」とロケットのCG画像(写真提供:南紀串本観光協会)



漁船を使ったロケット打ち上げ見学クルーズのモニタークルーズの様相(写真提供:南紀串本観光協会)



公式見学場では射場から1.6kmの距離での見学が可能(写真提供:那智勝浦町)

めとした自治体では、大きな期待を持ってスペースポートを中核としたまちづくりを始動させています。その一環として、県では串本町や那智勝浦町、商工団体、交通関係機関などと「スペースポート紀伊周辺地域協議会」(県庁担当窓口は産業技術政策課)を設立してロケット打ち上げで地域を活性化する可能性を探り、さまざまな施策を検討・実行しています。

事実、射場建設には大きな経済効果があると考えられています。直接投資や雇用創出などに加えて、ロケット打ち上げ見学が新たな観光資源として期待されており、県の試算によると10年間で670億円程度(建設投資効果…28億円、射場運営効果…51億円/年、観光消費効果…13億円/年)の経済波及効果が見込まれており、継続して観光客を誘致するための取り組みが重要だとしています。

その具体的な取り組みの一つとして、ロケット打ち上げ時に活用する「ロケット見学場」が昨年11月に完成しました。那智勝浦町にある旧浦神小学校の屋上を「公式プレミア見学場」(有料・事前予約制)として整備し、全国各地から来場者を集めるのが狙いです。その点について、那智勝浦町観光企画課では「旧浦神小学校は射場から北北東約1・6kmに位置しており、見学場所としてはかなり近い地点となるので、打ち上げの状況やお客様のニーズに沿った整備・対応をしていきたいと考え

### 「ロケットの町」を 新たな観光資源に

現地ではその他にもさまざまな観光振興が展開中です。「ロケット」という新たな観光資源が串本に生まれた」と話すのは南紀串本観光協会の宇井晋介事

務局長。「地形的に射点を直接見ることはできないが、漁船を活用して海上からロケット打ち上げを見学するクルーズを計画している」とのことです。既に昨年、モニタークルーズを2回行い、

コース設定などは概ね完了しているそうで、「将来的には年20回ほど打ち上げが実施される可能性があるため、多くの観光客を呼び込むことができると思う」と宇井事務局長は話します。

また、同観光協会ではこれまでに串本町から委託を受けて、小中高生や一般町民を対象にしたロケットワークショップやセミナーを開いており、昨年末からはJAXA(宇宙航空研究開発機構)の関連団体である(公財)日本宇宙少年団の宇宙兄さんズ(宇宙教育のプロフェッショナル)の宇宙ワークショップを開催しています。さらに、ロケットをいかに事業につなげていくかといったことをテーマにした事業化セミナーを開催している他、同協会ガイド部会所属の観光ガイドに講習会を行い、宇宙ガイドの養成も行っています。

「レジャーやグルメ、宿泊、交通、お土産などをスペースポートと結び付け、宇宙に関連したさまざまな地場産業を生み出し、地域を長期的に活性化させていこうと皆で知恵を出し合っ

るところです」と、宇井事務局長は意欲を燃やしています。

### 最南端の町から ロケット最先端の町へ

もちろん、自治体の動きもますます活発化しています。例えば、串本町では企画課ロケット推進室を中心として「最南端の町からロケット最先端の町へ」をキャッチフレーズに、ロケット打ち上げ事業に関する機運を高めようと、これまでに宇宙ウィークなどのイベントや宇宙飛行士の毛利衛氏の講演会などを開催。また、ロケット教本「スペースポート紀伊 まるわかりブック」を製作して小・中・高校での宇宙ワークショップや宇宙ガイド養成講座で使用するとともに、今後はロケット見学ツアー(仮称)の参加者にも配布予定としています。

ちなみに、串本町は大ヒット漫画『宇宙兄弟』と公式サポーター契約を結んでおり、『宇宙兄弟』の劇中の絵を商品として販売する権利を取得。今後はこれを活用したノベルティグッズなどを開発する予定です。

### 県立串本古座高校に 「宇宙探究コース」を新設

また和歌山県は2022年1月12日、

国内初の民間小型ロケット発射場の建設が進む串本町の県立串本古座高校に、2024年度から宇宙について専門に学ぶ「宇宙探究コース」を設けることを発表しました。全国の公立高校で宇宙をテーマにしたコースが設けられるのは初めてのことです。同日の記者発表によれば、「ロケット打ち上げをきっかけとして紀南地域の活性化のため県および町、主体事業者などの協力を得て地元の串本古座高校への宇宙探究コース新設に向けた取り組みをスタートする。宇宙に関心を持つ生徒を県内外から呼び込み、普通科の教育課程に宇宙コンテンツの活用や関連企業との連携などを盛り込んだ特色あるコースの新設に向けカリキュラムを作成し、宇宙教育の知見を持つ人材を教員に採用することなどを検討している」とのことです。

こうした動きと同時に、「いよいよ年内の初号機打ち上げとスペースポート運用開始に向けて、スペースポート紀伊を核としたまちづくりを進めたい」と県、地元は声を揃えています。初打ち上げ成功とその後の「ロケットの町」の展開に注目です。



「スペースポート紀伊 まるわかりブック」(写真提供:南紀串本観光協会)



ボンカン風味のロケットサイダー(写真提供:南紀串本観光協会)



オリジナルロゴのロケットピンバッジ(写真提供:南紀串本観光協会)



串本町と包括協定を結んでいるモンベル社とコラボして作成したオリジナルロゴのTシャツ。串本町は登山・アウトドア用品の大手モンベル社のフレンドタウンになっている(写真提供:南紀串本観光協会)

# エヌエヌ生命からのご案内



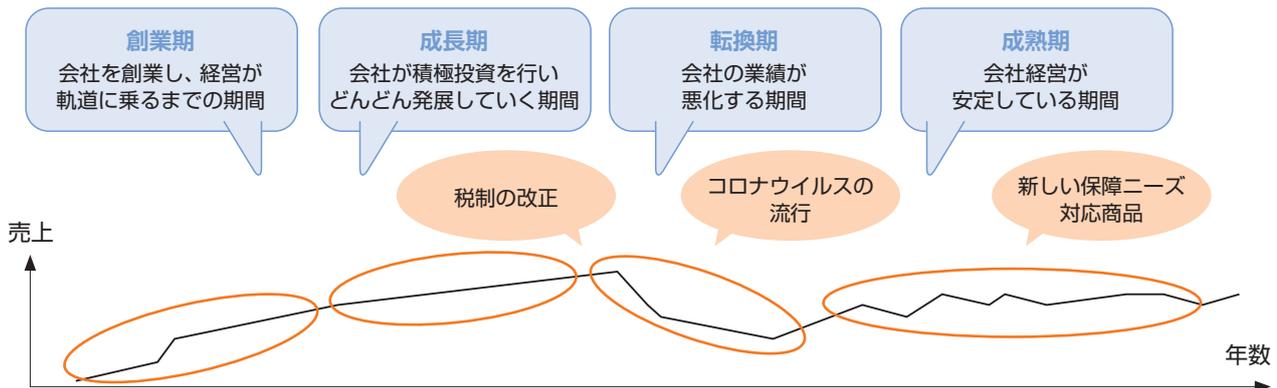
一覧にすれば課題がわかる!

その保険、一覧にして見える化しませんか？

## 環境の変化と経営サイクル

### 環境の変化と経営サイクルの対応

経営サイクル<イメージ図>



- ✓ マーケットには経営サイクルがあり、環境変化への対応が必要です
- ✓ 中小企業は定期的な見直しが必要です

## 証券分析の効果は？

お客さまに質問「どのような効果を感じましたか？」

### 分析前

- ・長期の定期保険などの複数の生命保険に加入
- ・管理が出来ずに保障内容の詳細が不明
- ・支払う保険料が負担であるとともに年齢も心配

### 分析後

- ・重責に見合う保障額が不足していることが判明
- ・長期の定期保険は一定の保障を残して保険料負担を軽減
- ・不足する保障額を合理的に手厚く付保

社長Aさま



### お客さまより

「見直しで保障額は維持してコスト削減できました」  
「固定費削減もでき会社の経営面で助かりました」

### 分析前

- ・医療保険など保障額の小さいものに複数加入
- ・死亡や重い病気(がんなど)になった時の不安を漠然と抱く

### 分析後

- ・保障の優先順位を整理
- ・死亡と重い病気に対する保障を手厚く付保

社長Bさま



### お客さまより

「保障の内容について改めて検証できました」  
「会社や従業員のことを考えるきっかけになりました」

お客様の証券分析を行う為には、ミロク会計人会員の先生のエヌエヌ生命代理店登録が必要となります

この資料は一般的な情報提供を目的としたものであり、生命保険商品の募集を目的としたものではありません。商品のご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」などをご確認ください。また、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、税務のお取扱いについてご留意すべき事項をご確認ください。



NN-S22/01823

ミロク会計人会 入会のご案内

ミロク会計人会は、ミロク情報サービス（以下、MJS）のシステムやサービスをご利用の税理士・公認会計士の先生方で組織された職業会計人の任意団体です。ミロク会計人会連合会には全国11の単位会と5つの委員会が組織されており、会員の社会的地位の向上、経営基盤の強化と顧問先企業の発展に貢献することを活動方針としています。

会計人会に入会されると、次の5つのメリットがあります。

① 充実した研修プログラム

税理士認定研修、日本FP協会継続教育単位認定の単位取得できる研修を会員特別料金で受講できます。

② 先生方の交流の場

全国11単位会での交流と人的ネットワークの拡大、自己研鑽を目的とした全国統一研修会を開催しております。

③ システム開発に関する意見要望



本会ホームページの上部にある「入会のご案内」から入会を申し込むことができます

MJSシステムへの改善要望を、**「会員の声」**としてシステム開発委員会を通じて提案できます。

④ 会員限定ページから最新情報

ミロク会計人会ホームページ「会員の部屋」から、オンラインセミナーの受講や事務所経営に役立つ小冊子の閲覧、ダウンロードができます。

⑤ 会員限定特典

会員限定特典で、事務所の業務改善や顧問先への支援・情報提供に活用できるサービスが利用できます。

MJSが提供する「ミロクのミリョク！ホームページ作成サービス」をお得に利用可

MJSのグループ会社「MJS M&Aパートナーズ」と共に中小企業の事業承継を支援することで成功報酬が優遇

ミロク会計人会と業務提携しているエヌエヌ生命より、MJSシステムと連携する「リスク分析ソフト」を無償提供

このように、ミロク会計人会にはさまざまなメリットがあります。入会をご希望の方、または会計人会についてもっと詳しく知りになりたい方は、会計人会のホームページ（<https://www.mirokukai.ne.jp/>）をご覧ください。MJS各支社・営業所にご連絡ください。

MJSからのお知らせ

本誌アンケートにお答えいただいた方に  
抽選でプレゼントをお送りします

『税理士事務所CHANNEL』では、より充実した誌面づくりのため、本誌をご覧になられた皆様アンケートへのご協力をお願いしています。

貴重な時間を割いていただきアンケートにお答えくださった方に御礼として、現在、QUOカード2000円分を抽選で5名様にプレゼントしております。

アンケートへの回答は、本誌に同封されている用紙だけではなく、WEBからもできます。ミロク会計人会のホームページ内、本誌紹介ページから回答フォームにアクセスでき、また、アンケート用紙と一部本誌内にQRコードを掲出していますので、スマートフォン等で読み取る

ことでもアクセスできます。

これまでにも企画案の要望をいただき、それが実際に「シリーズ企画」で特集されることになったり、既存のコーナーの内容や本誌のデザインに関する要望をいただき、読みやすい誌面づくりに反映されたりと、皆様の声により本誌は着実にブラッシュアップされてきました。

今後も皆様からのご意見、ご要望を積極的に取り入れ、より身近で、より事務所運営・業務に役に立つ誌面づくりに努めてまいります。アンケートへのご協力をぜひよろしくお願いいたします。

ミロク情報サービス 経理企業・広報PRグループ行 FAX 03-5360-3430

2022年2月

読者アンケートへのご協力をお願い

いつも本誌をお読みいただき、ありがとうございます。  
より充実した誌面づくりのため、  
以下アンケートにご協力くださいますようお願いいたします。

1) 今号を読んで印象に残った記事名を教えてください。(複数選択可)  
該当する記事の□に印をおつけください。

2) 今号のシリーズ企画についてのご感想をお聞かせください。  
□内容について「素晴らしい」と感じる

3) 今後のシリーズ企画に対するご要望を以下にお答えください。(複数選択可)

4) 本誌の内容はどのようになっていますか。(複数選択可)

5) 本誌に関するご意見、ご要望があればお聞かせください。(任意です)

※下記のご記入は任意です。

この回答をお名前(フリガナ) 実務所名

ご住所

お電話 ( ) FAX ( )

QRコードでアクセス可能なWEBからも回答できます!

本誌に同封されているこちらのアンケート用紙からお答えいただくか、QRコードを読み込んでお答えください

抽選で5名様にQUOカード2000円分をプレゼント!当選結果は発送をもってかえさせていただきます





近畿ミロク会計人会

兵庫県神戸市 呉 幸哲

## 「六甲半縦走に参加して」



栄誉あるK.Z.ハイキング倶楽部の認定書

※フルマラソンを4時間以内に走り切ること

近畿税理士会神戸支部には、K.Z.（神戸税理士会の略称）ハイキング倶楽部なるサークルがあります。ハイキングと気軽に思っていて入会すると、六甲全山縦走（須磨浦公園〜宝塚までの六甲山系全長56km・神戸市主催）という過酷な大会に参加しなければなりません（汗）。

僕も、代表世話人から、「ハイキングやから、身体動かすの好きな人は気軽に入会して」と言われ、気軽に入会したが最後、その過酷な大会に参加するハメになりました（泣）。その代表世話人は、六甲全山縦走30数年連続フィニッシャーという鉄人であったことは、後で知らされました（笑）。

11月の本番に向け、9月から練習開始です。六甲全山縦走のコースを何個かに分割し、週末に、最初は7〜8kmの練習から始まり、徐々に距離を延ばしていき、直前練習では30km程度練習。マラソンではサブ4※も達成していたので、体力には自信もあり、練習もある程度こなせましたが、やはり本番での56kmの山歩きは全くの「別モン」。登る山々は大小合わせて9つ。なかなかこんな経験できません。ゴール直前の下り坂は、何をしても足が痛く、泣きそうになりながらゴールへ。朝6時に須磨浦公園を出発し、17時頃に宝塚。ほぼノンストップの約11時間の行程。疲労感MAX。「もう動かなくていい」という安堵感MAX（笑）。

コロナ禍で、公式大会は2年連続中止となりましたが、わがハイキング倶楽部は2年連続で六甲半縦走（26km）を独自開催しました。公式大会でいただけると類似の記念盾まで製作し、税理士会神戸支部と日本政策金融公庫有志を合わせた総勢30数名が参加。7時に須磨浦公園を出発し、新神戸駅までの行程です。「距離半分やから」と余裕をかましましたが、やはり山道はキツイ。が、全員が何とかゴールまで辿り着きました。打ち上げは、自粛期間が終了した時期でもあったので、餃子とビールで、苦難の行程？を話して大いに盛り上がりました。

### 表紙の写真



「書寫山圓教寺」  
（兵庫県姫路市）

標高371mの書寫山山上に位置する圓教寺は、966年、性空上人（しょうくうしょうにん）によって開かれた天台宗の古寺です。西の比叡山と称され、西国三十三霊場の第二十七番札所でもあり、ロープウェイを降りればそこは深山幽谷の世界。境内には国や県指定の文化財が多く、京都の清水寺に似た「摩尼殿」や重要文化財の「大講堂」「食堂（じきどう）」などは一見の価値があります。（姫路観光ナビ「ひめのみち」より）

### MJSより

製品解説の動画などをYouTubeで配信中！



MJS YouTube  
公式チャンネル

## 税理士事務所 CHANNEL

発行 株式会社ミロク情報サービス  
〒160-0004 東京都新宿区四谷4-29-1  
TEL. 03-5361-6309  
（経営企画・広報IRグループ）

発行人 是枝周樹

編集企画 ミロク会計人会連合会広報委員会  
ミロク会計人会事務局、  
経営企画・広報IRグループ

監修 ミロク会計人会連合会広報委員会

配信制作 東方通信社

印刷 耕文社

※本誌に掲載されている会社名及び製品名は、各社の商標または登録商標です。禁無断転載

ホームページにて本誌データを公開しています！こちらをご覧ください

ミロク会計人会

検索

<https://www.mirokukai.ne.jp/channel/index.html>

## エヌエヌ生命は 「中小企業サポーター」 として 社長と会社の 今と未来をお守りします

### 代理店制度について詳しく説明を聞いてみませんか？

ミロク会計人会 会員の皆さまへ

エヌエヌ生命は会員の先生方を通じ、リスクマネジメント提案を関与先にお届けしている生命保険会社です。多くの先生方がエヌエヌ生命の代理店となり、制度を活用して関与先の様々なお悩みの解決を行っています。

「中小企業『仕立て』の商品」を、関与先のリスクマネジメントにご活用いただくことで代理店手数料収入を事務所経営にお役立てください。

#### 💡 関与先さまの事業継続に生命保険をご活用いただいています

- ✓ 資金繰りの改善
- ✓ 新しい損金区分での法人専用プラン
- ✓ ガンや介護状態における保障の充実
- ✓ 経営環境の変化に備えるプラン
- ✓ 保険金請求手続きの手厚いサポート

上記はご活用例の一部です。関与先の事業継続のプランやサービスをご活用いただいています。

#### 中小企業「仕立て」の商品

▶ <https://www.nnlife.co.jp/strengths/insurance>



#### エヌエヌ生命が会計事務所の 信頼できるパートナーたる理由

▶ [https://www.nnlife.co.jp/agencies/tax\\_accountants\\_agencies\\_recruitment](https://www.nnlife.co.jp/agencies/tax_accountants_agencies_recruitment)



生命保険代理店制度にご興味をお待ちいただけましたら、右記 HP をご覧ください。 <https://www.nnlife.co.jp/agencies>



NN

中小企業サポーター  
エヌエヌ生命